

令和3年9月28日
鹿児島県公報別冊

令和2～3年度 行政監査報告書

「県職員が事務局職員として関与する
任意団体の会計事務等について」

鹿児島県監査委員

目 次

第 1	行政監査の趣旨	1
第 2	監査の概要	
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象及び実施	
(1)	監査の対象	1
(2)	監査の実施	1
4	監査の着眼点	3
第 3	事前調査の結果	4
第 4	監査の結果	
1	職員監査の実施団体の選定	9
2	職員監査の結果概要	9
(1)	諸規程の整備状況等	10
(2)	県職員が任意団体事務に関与する根拠等	12
(3)	会計事務処理における内部統制の状況	14
(4)	収支決算の状況等	16
(5)	その他	17
第 5	監査意見	
1	諸規程の整備について	19
2	団体事務に対する県職員の関与について	20
3	会計事務の定期的な確認等について	20
	〈資料〉 職員監査を実施した任意団体の概要	22

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、監査委員が行う監査である。

県の事務事業の中から特定の対象を選定し、その事務事業について、①法令の定めるところに従って行われているか、②県民の福祉の増進に寄与しているか、③最小の経費で最大の効果を挙げているか、などの観点から監査を実施している。

第2 監査の概要

令和2～3年度に実施した監査の概要は、以下のとおりである。

1 監査のテーマ

県職員が事務局職員として関与する任意団体の会計事務等について

2 監査の目的

知事部局においては、令和2年度から内部統制に取り組んでおり、また、県職員が事務局職員として関与する任意団体の会計事務については、公金に準じ適正な管理や処理が求められている。

各任意団体においては、兼務を含め、限られた人員で事務処理をする必要があり、不適切な会計事務処理が行われないよう、予めリスクがあることを前提として、団体事務局内の内部統制（相互チェック体制）が必要不可欠である。

このような状況を踏まえ、本庁舎内の知事部局各課に事務局を置く任意団体を対象に、不正発生の未然防止を図るとともに、団体に対する県の関わり方や団体のあり方についても点検し、今後の事務の改善に資することを目的に監査を実施した。

なお、平成17年度に「県に事務局を置く任意団体について」をテーマに、本庁舎内の任意団体を対象に行政監査を実施しており、存続している任意団体については、その後の改善・検討の状況も補完的に確認した。

3 監査の対象及び実施

(1) 監査の対象

対象とする任意団体の状況を把握するため、令和2年7月末現在で事前調査を行った結果、93の団体が確認されたことから、直近の決算等の状況を踏まえ、決算規模の小さい団体、財政的援助団体等監査などを受けた団体、各種大会の実行委員会等及び事業内容が施設建設である団体を除き、①平成17年度に行政監査を実施した13団体、②次年度への繰越金や年度末の剰余金100万円以上の27団体（①で選定した団体を除く）、③①及び②で監査対象となった団体がない部局から少なくとも1団体を選定し、計41団体を対象とした。（表1参照）

(2) 監査の実施

監査対象の41団体について、令和2年10月1日を基準に行政監査調書による書面監査を行い、その結果を踏まえ、必要な規程が整備されていない、規程どおりの運営がなされていない、収入・支出の一連の事務を1人の職員が行っている等の複数の事項を「発生し得るリスク」と定義し、これを基に選定した17団体について職員監査を実施した。

なお、選定方法の詳細は第4の1のとおりである。

また、職員監査を実施した17団体のうち6団体については、委員による監査を実施した。

(表1) 書面監査実施団体

部局名	所管課名	No.	任意団体名	部局名	所管課名	No.	任意団体名		
総務部	総務事務センター	1	鹿児島県職員等駐車場運営協議会	農政部	農政課 かごしまの食 輸出戦略室	22	鹿児島県輸出食品振興連絡協議会		
文化スポーツ局	世界文化遺産課	2	「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会		経営技術課		23	鹿児島県農業改良普及職員協議会	
男女共同参画局	青少年男女共同参画課	3	青少年香港・シンガポール交流事業実行委員会				24	鹿児島県農業経営者クラブ	
	くらし共生協働課消費者行政推進室	4	鹿児島県金融広報委員会				25	鹿児島県農業改良普及研究会	
企画部	企画課	5	鹿児島県開発促進協議会				26	鹿児島県農業環境協会	
	地域政策課	6	錦江湾みらい総合戦略推進協議会			農産園芸課		27	鹿児島県園芸振興協議会
	交通政策課	7	鹿児島県肥薩おれんじ鉄道利用促進協議会					28	鹿児島県燃油価格高騰緊急対策協議会
		8	鹿児島空港国際化促進協議会					29	鹿児島県米・麦等対策協議会
		9	鹿児島県公共交通総合案内システム運営協議会				30	鹿児島県さつまいも・でん粉対策協議会	
		10	鹿児島県国際航路開設促進協議会				31	肉用牛振興対策推進全国協議会	
統計課	12	鹿児島県統計協会	畜産課			32	鹿児島県食肉輸出促進協議会		
PR・観光戦略部	かごしまPR課	13			薩長同盟推進協議会		33	鹿児島県肉用牛振興協議会	
		14			鹿児島のタベ実行委員会		34	鹿児島県黒豚生産者協議会	
環境林務部	廃棄物・リサイクル対策課	15	鹿児島県衛生自治団体連合会		農地整備課		35	鹿児島県農村振興技術連盟	
くらし保健福祉部	医師・看護人材課	16	鹿児島県初期臨床研修連絡協議会			農地保全課		36	鹿児島県国土調査推進協議会
	生活衛生課	17	鹿児島県水道協会				港湾空港課		37
商工労働水産部	産業立地課	18	鹿児島県企業誘致推進協議会			38		志布志港ポートセールス推進協議会	
	水産振興課	19	鹿児島県水産多面的機能推進協議会		危機管理防災局	危機管理課	39	鹿児島県防災行政無線運営協議会	
		20	鹿児島県ウナギ資源増殖対策協議会				消防保安課	40	鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航連絡協議会
	漁港漁場課	21	鹿児島県漁港漁場協会			41		鹿児島県救急業務高度化協議会	
					合計	24機関	41団体		

※ 表1及び表2の対象の所管課名は令和2年5月1日現在で記載。

(表2) 職員監査の実施団体及び監査実施日

No.	所管課名	任意団体名	実施日 ^{注1)及び2)}
①	世界文化遺産課	「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会	令和3年1月20日 令和3年6月4日
②	くらし共生協働課 消費者行政推進室	鹿児島県金融広報委員会	令和3年1月20日
③	企画課	鹿児島県開発促進協議会	令和3年1月21日
④	交通政策課	鹿児島空港国際化促進協議会	令和3年1月21日
⑤	かごしまPR課	鹿児島のタベ実行委員会	令和3年1月22日
⑥	医師・看護人材課	鹿児島県初期臨床研修連絡協議会	令和3年1月27日
⑦	水産振興課	鹿児島県水産多面的機能推進協議会	令和2年12月21日 令和3年6月3日
⑧		鹿児島県ウナギ資源増殖対策協議会	令和2年12月22日
⑨	漁港漁場課	鹿児島県漁港漁場協会	令和2年12月21日
⑩	農政課かごしまの食 輸出戦略室	鹿児島県輸出品振興連絡協議会	令和3年1月22日
⑪	経営技術課	鹿児島県農業環境協会	令和3年1月8日 令和3年6月4日
⑫	農産園芸課	鹿児島県米・麦等対策協議会	令和2年12月18日 令和3年6月4日
⑬		鹿児島県さつまいも・でん粉対策協議会	令和2年12月18日
⑭	畜産課	肉用牛振興対策推進全国協議会	令和3年1月12日
⑮	農地整備課	鹿児島県農村振興技術連盟	令和3年1月12日 令和3年6月3日
⑯	港湾空港課	鹿児島県港湾協会	令和2年12月22日 令和3年6月3日
⑰	消防保安課	鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航連絡協議会	令和2年12月23日

注1)一行表記の所:職員監査の実施日

2)二行表記の所:上段は職員監査、下段は委員監査の実施日

4 監査の着眼点

監査の対象団体に対して、主に次の項目に着眼して監査を実施した。

- (1) 任意団体の諸規程（設置や経理等に関する規程）は整備されているか。また、総会・理事会・監事会等は適正に運営されているか。
- (2) 県職員が任意団体事務に関与する根拠と従事する際の手続き（職務専念義務免除等）は適当・適正か。
- (3) 会計事務処理における内部統制が機能しているか。（担当職員に任せきりではないか。相互確認を行っているか。支払いに関して通帳と印鑑は別々の職員が保管管理しているか。職員の立て替え払いはないか。団体事務に係る旅費を公費で支出していないか。等）
- (4) 会計年度終了後の収支決算などが適正になされているか。（決算の承認等は適正になされているか。使用目的のない多額の繰越金はないか。等）
- (5) その他、平成17年度に行政監査を実施し存続している任意団体においては、改善・検討事項はどのような状況となっているか。

第3 事前調査の結果

事前調査の対象とする知事部局各課に事務局を置く任意団体については、協会、協議会、懇話会、連絡会、実行委員会、研究会、期成会、連盟などの名称にかかわらず、県と密接な連携を図りながら事業を実施している団体とし、各県持ち回り会議等や親和会・親睦会・サークル活動等を除くことにした。

○ 知事部局内の団体数と設立後経過年数

知事部局内には93の団体があり、設立後の経過年数については、10年未満が21団体(22.6%)と最も多く、次に50年以上が19団体(20.4%)となっており、平均の経過年数は29年であった。

所管部局	全団体数A	任意団体の状況 設立後経過年数						
		10年未満	10～19年	20～29年	30～39年	40～49年	50年以上	不明
総務部	3			2			1	
文化スポーツ局	6	4	2					
男女共同参画局	5		1	1	1		2	
企画部	13	3	4	3	1		2	
PR・観光戦略部	4	2		1	1			
環境林務部	4	1					3	
くらし保健福祉部	6	1	1	2			2	
商工労働水産部	9	4	1		1	2	1	
農政部	30	5	3	5	6	4	7	
土木部	8		2	1	3	1	1	
危機管理防災局	4		1	1	1	1		
国体・全国障害者スポーツ大会局	1	1						
出納局	0							
計	93	21	15	16	14	8	19	0
割合(%)	100.0	22.6	16.1	17.2	15.1	8.6	20.4	0.0

○ 役員数と役員数別の団体数

役員数については、9人以内が53団体(57.0%)で最も多く、次に10人から19人以内が21団体(22.6%)となっており、1団体当たりの平均役員数は12.0人であった。

所管部局	役員総数B	1団体当たり 役員数C=B/A	役員数別の団体数					
			0～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
総務部	21	7.0	2	1				
文化スポーツ局	34	5.7	4	2				
男女共同参画局	153	30.6	1			3	1	
企画部	69	5.3	12	1				
PR・観光戦略部	30	7.5	3		1			
環境林務部	42	10.5	2	2				
くらし保健福祉部	93	15.5	2	3		1		
商工労働水産部	88	9.8	6	2	1			
農政部	355	11.8	16	6	8			
土木部	91	11.4	4	3	1			
危機管理防災局	84	21.0	1	1	1	1		
国体・全国障害者スポーツ大会局	53	53.0						1
計	1,113	12.0	53	21	12	5	1	1
割合(%)	100.0	—	57.0	22.6	12.9	5.4	1.1	1.1

○ 県職員の役員就任状況

県職員が役員に就任しているのは68団体(73.1%)で、1団体当たりの県職員役員数は3.2人であった。

所管部局	県職員が役員に就任している団体			
	団体数D	割合D/A(%)	県職員役員数E	1団体当たり県職員役員数F=E/D(人)
総務部	2	66.7	8	4.0
文化スポーツ局	4	66.7	9	2.3
男女共同参画局	5	100.0	24	4.8
企画部	10	76.9	13	1.3
PR・観光戦略部	3	75.0	4	1.3
環境林務部	1	25.0	2	2.0
くらし保健福祉部	3	50.0	33	11.0
商工労働水産部	8	88.9	14	1.8
農政部	24	80.0	79	3.3
土木部	4	50.0	5	1.3
危機管理防災局	3	75.0	8	2.7
国体・全国障害者スポーツ大会局	1	100.0	17	17.0
計	68	73.1	216	3.2

○ 事務局職員数の状況

事務局職員数については、5人から9人が38団体(40.9%)で最も多く、次に3人から4人が33団体(35.5%)となっており、1団体当たり平均職員数は6.7人であった。

所管部局	事務局職員数G	1団体当たり職員数G/A	事務局職員数別団体数					
			1~2人	3~4人	5~9人	10~19人	20~49人	50人以上
総務部	16	5.3		1	2			
文化スポーツ局	30	5.0		4	2			
男女共同参画局	30	6.0		3	1	1		
企画部	87	6.7		2	10	1		
PR・観光戦略部	39	9.8		1	1	2		
環境林務部	10	2.5	3	1				
くらし保健福祉部	27	4.5	1	1	4			
商工労働水産部	45	5.0	2	2	4	1		
農政部	179	6.0	3	14	8	5		
土木部	39	4.9	1	3	4			
危機管理防災局	17	4.3	1	1	2			
国体・全国障害者スポーツ大会局	100	100.0						1
計	619	6.7	11	33	38	10	0	1
割合(%)	100.0	—	11.8	35.5	40.9	10.8	0.0	1.1

○ 任意団体における県職員の従事状況

事務局職員における県職員の従事割合は87.9%で、1団体当たりの平均従事県職員数は5.8人であった。

所管部局	全団体数A	事務局職員数G	うち県職員従事団体		
			県職員数I	割合I/G (%)	平均県職員数 I/H
総務部	3	16	15	93.8	5.0
文化スポーツ局	6	30	30	100.0	5.0
男女共同参画局	5	30	24	80.0	4.8
企画部	13	87	87	100.0	6.7
PR・観光戦略部	4	39	23	59.0	5.8
環境林務部	4	10	10	100.0	2.5
くらし保健福祉部	6	27	26	96.3	4.3
商工労働水産部	9	45	38	84.4	4.2
農政部	30	179	145	81.0	4.8
土木部	8	39	39	100.0	4.9
危機管理防災局	4	17	17	100.0	4.3
国体・全国障害者スポーツ大会局	1	100	90	90.0	90.0
計	93	619	544	87.9	5.8

○ 直近の事業年度の支出決算額別団体数

直近の事業年度の支出決算額は、50万円以上500万円未満の団体が47団体で、全団体の50.5%を占めている。1,000万円以上は22団体（23.7%）である。

所管部局	0円	1円以上 50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 250万円未満	250万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 1億円未満	1億円以上
総務部			1		1		1	
文化スポーツ局	4						1	1
男女共同参画局				4		1		
企画部		1	2		4	1	3	2
PR・観光戦略部					1		1	2
環境林務部			2	2				
くらし保健福祉部		1	2	1		2		
商工労働水産部		2	1		2	2	2	
農政部		3	5	5	5	5	7	
土木部	1		3	3	1			
危機管理防災局				1	1	1	1	
国体・全国障害者スポーツ大会局								1
計	5	7	16	16	15	12	16	6
割合(%)	5.4	7.5	17.2	17.2	16.1	12.9	17.2	6.5

○ 直近の事業年度の支出決算額のうち県からの委託料や負担金，補助金の額別団体数

県からの委託料や負担金，補助金の状況は，「なし」が37団体（39.8％）で最も多く，次に1円以上50万円未満が15団体（16.1％）となっている。

所管部局	なし	1円以上 50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 250万円未満	250万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 1億円未満	1億円以上
総務部	2			1				
文化スポーツ局	4				1			1
男女共同参画局	1	1	1	2				
企画部	1	1	3	1	2	1	2	2
PR・観光戦略部	1			1			2	
環境林務部	1	2		1				
くらし保健福祉部	4		1	1				
商工労働水産部	6		1	1			1	
農政部	13	6	3	1	4	2	1	
土木部	4	2		1	1			
危機管理防災局		3				1		
国体・全国障害者 スポーツ大会局								1
計	37	15	9	10	8	4	6	4
割合(%)	39.8	16.1	9.7	10.8	8.6	4.3	6.5	4.3

○ 直近の事業年度の支出決算額に占める県からの委託料や負担金，補助金の額の割合別団体数

支出決算額に占める県からの委託料等の割合は，0％が37団体（39.8％）で最も多く，次に1％以上15％未満が12団体（12.9％）であり，15％未満の団体が全団体の半数を超えている。

所管部局	0%	1%以上 15%未満	15%以上 40%未満	40%以上 55%未満	55%以上 70%未満	70%以上 85%未満	85%以上 100%未満	100%
総務部	2			1				
文化スポーツ局	4	1	1					
男女共同参画局	1	1		1		2		
企画部	1	1		1	3	3	2	2
PR・観光戦略部	1		1		1	1		
環境林務部	1		2					1
くらし保健福祉部	4						1	1
商工労働水産部	6	1	1	1				
農政部	13	5	6	1	2	2		1
土木部	4		1	1	1	1		
危機管理防災局		3	1					
国体・全国障害者 スポーツ大会局						1		
計	37	12	13	6	7	10	3	5
割合(%)	39.8	12.9	14.0	6.5	7.5	10.8	3.2	5.4

○ 直近の事業年度における次年度への繰越額又は年度末時点における剰余金の額別団体数

次年度への繰越額や剰余金については、1円以上50万円未満が30団体（32.3%）が最も多く、次に100万以上250万円未満が20団体（21.5%）となっている。100万円以上については合わせて42団体で、全団体数の45.2%を占めている。

所管部局	0円	1円以上 50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 250万円未満	250万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 1億円未満	1億円以上
総務部		1			1	1		
文化スポーツ局	4						2	
男女共同参画局	1	3		1				
企画部	2	3		6		1	1	
PR・観光戦略部			1	1			1	1
環境林務部		3	1					
くらし保健福祉部		3	1	1		1		
商工労働水産部	1	2	3	2	1			
農政部		10	5	8	4	1	2	
土木部	1	4	1	1	1			
危機管理防災局		1			1	1	1	
国体・全国障害者 スポーツ大会局								1
計	9	30	12	20	8	5	7	2
割合(%)	9.7	32.3	12.9	21.5	8.6	5.4	7.5	2.2

第4 監査の結果

1 職員監査の実施団体の選定

監査対象41団体の書面調査の回答に基づき、下表のとおり発生し得るリスクを整理した上で、リスクが複数（4以上）の団体（20団体）について、支出規模や所属の偏り等を考慮し、17団体を職員監査の実施団体として選定した（3ページの（表2））。

（単位：団体）

区 分	リ ス ク の 内 容	団体数
1 任意団体の 目的・運営等	年度終了後から決算承認まで3か月以上経過，又は 会計年度の規定がない	13
	団体の意思決定や事務処理に係る規程等がない	12
	団体の会計処理に係る規程等がない	12
	団体職員を雇用しているが，庁舎使用に係る行政財 産の目的外使用許可がない	7
2 任意団体にお ける事務処 理体制・状況	職員が立替払している	20
	預金通帳の名義が専任の事務職員である	8
	預金通帳のキャッシュカードを保有している	8
	任意団体から県への補助金申請等を審査・支出する 際の県担当者が任意団体の当該申請等や会計事務な どに関与している	8
	手許現金を保有できる	6
	通帳から払い出しする際の押印は事務局長が直接押 印していない（担当者等その他の者が押印）	5
	収入・支出の一連の事務処理を1人の職員で行って いる	3
	団体内部で定期的に監査が行われていない	2
	年度末等適当な時期に会員等に会計報告をしていな い	2
3 任意団体の 今後の必要性	任意団体を廃止又は類似団体等への統合等を検討し ている	1

2 職員監査の結果概要

職員監査を行った17団体の結果の概要は、次の(1)から(5)までのとおりである。
なお、監査結果については、職員監査の時点での監査結果を記載しており、その後、規程の整備や必要な事務手続きが行われている団体もある。

(1) 諸規程の整備状況等

ア 諸規程の整備状況

監 査 結 果	番 号 ¹⁾
(ア) 予算・決算を決議する総会が規定されているが、決議方法が規定されていないもの 【4団体】	①, ④, ⑤, ⑭
(イ) 令和2年度の総会等決議は、多くの団体で書面による決議を行っていたが、書面決議についての規定がないもの 【11団体】	①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥, ⑨, ⑪, ⑭, ⑯, ⑰
(ウ) 総会等の議事録は作成されているが、作成根拠が規定されていないもの 【15団体】	①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥, ⑧, ⑩, ⑪, ⑫, ⑬, ⑭, ⑮, ⑯, ⑰
(エ) 事務局職員の設置について規定されていないもの 【5団体】	⑦, ⑧, ⑫, ⑭, ⑰
(オ) 事務処理規程等（事務局内での権限と責任の所在を明らかにするもの）がないもの 【8団体】	⑥, ⑧, ⑩, ⑫, ⑭, ⑮, ⑯, ⑰
(カ) 会計処理規程等（作成すべき会計帳簿や会計処理の方法などを明らかにし適正な事務処理を行う基準となるもの）がないもの 【7団体】	⑧, ⑩, ⑪, ⑭, ⑮, ⑯, ⑰
(キ) 規定された試算表や半期決算が未作成で半期内部検査も未実施であったもの 【1団体】	⑦
(ク) 規定された監事への収支決算等の提出が遅延しているもの 【1団体】	⑯
(ケ) 規定された予算・決算を事務局長へ報告していないもの 【1団体】	③

1) 第4の(1)から(5)までの表中の番号欄の数字は、3ページの「(表2) 職員監査の実施機関及び監査実施日」の番号(No.)であり、該当する実施機関を示している。

- 事務処理規程等（事務局内での権限と責任の所在を明らかにするもの）や、会計処理規程等（作成すべき会計帳簿や会計処理の方法などを明らかにし適正な事務処理を行う基準となるもの）が整備されていない団体が見受けられた。
- 規定内容については、書面決議や総会等の議事録の作成根拠、事務局職員の設置などが規定されていないものが見受けられた。
特に、令和2年度の総会は新型コロナウイルスのまん延防止のため、書面により開催した任意団体が多かったが、監査を実施した6割強の団体において、書面決議の規定が整備されていない状況であった。

- ・ 諸規程に沿った適切な運用がなされていない任意団体も見受けられた。

イ 総会・理事会の運営状況

- ・ 総会，理事会の開催・運営状況については，各任意団体とも概ね適正に開催，運営されていた。

【まとめ】

- ・ 任意団体の運営にあたっては，団体の目的，業務，意思決定等を定めた会則（又は規約）等のほかに，その運営に必要な事務局職員の設置，その職務内容，決裁区分や代決等の決裁手続き，文書，公印の取扱い等を定めた「事務処理規程」や，予算の編成や執行，会計責任者や会計帳簿，予算の流用や現金の出納管理等を定めた「会計処理規程」が整備されていることが望ましい。
- ・ 事務処理規程や会計処理規程等の整備が不十分な団体にあっては，他の任意団体の規程内容等を参考にして，規程の整備を検討する必要がある。
- ・ すでに整備されている会則，規約及びその他の規程等についても，任意団体の運営実態や今後運営上想定される事態を踏まえた内容となっているか見直すとともに，規程に沿った運営がなされているか確認が必要である。

(2) 県職員が任意団体事務に関与する根拠等

ア 県職員が任意団体事務に関与する根拠と事務手続き

監 査 結 果	番 号 ¹⁾
(ア) 職務命令で事務に従事しているとするもの 【7団体】	②, ⑤, ⑥, ⑦ ⑧, ⑮, ⑰
(イ) 職務専念義務免除により事務に従事しているとするもの 【10団体】	①, ③, ④, ⑨ ⑩, ⑪, ⑫, ⑬ ⑭, ⑯
(ウ) 職員が事務に従事する根拠や県への事務局設置について整理が必要と考えられるもの 【1団体】	⑮
(エ) 庁舎使用に係る行政財産の目的外使用許可がなされていないもの 【2団体】	①, ⑯

- 任意団体の事務が本来の県の業務であると判断される場合は事務分掌表による職務命令により従事し、一方、県職員が本来の県の業務を離れ任意団体の事務を行う場合は、地方公務員法第35条に抵触しないよう「職務専念義務免除指針」に定められている手続きを行い、事務に従事することとなる。
- 職務命令で事務に従事しているとしている7団体について、事務分掌表を確認したところ、「〇〇団体に関すること。」と任意団体の事務等に関して規定しているものや、関係する担当業務である「▽▽(広報, 対策等)に関すること。」と単に規定しているものがあった。
また、職務専念義務免除により事務に従事しているとしている10団体については、会計年度を通じた期間において、職務専念義務免除処理簿で決裁処理がなされていた。
一方、「職務専念義務免除指針」に定められた関係課への協議が行われているか明確ではない団体が見受けられたほか、職員が事務に従事する根拠や県への事務局設置について整理が必要と考えられるものがあった。
- 執務室内で専任の団体職員が事務を行う場合や、専用の物品等を配置している場合には、県公有財産管理規則第28条第1項の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可の手続きを行い、許可を受ける必要があるが、この手続きがなされていない団体が見受けられた。

イ 事務局機能

監 査 結 果	番 号 ¹⁾
団体の事務局が2か所以上に分かれているもの、又は団体の会計事務を事務局以外の他の組織で行っているもの 【3団体】	⑦, ⑫, ⑮

- ・ 事務の性質や、任意団体を構成する組織との関係から、事務局が2か所に置かれていたり、会計事務を事務局以外の他の組織で行っているものもあった。

【まとめ】

- ・ 県の「職務専念義務免除指針」に規定する関係課への協議・確認が行われているか明確でない団体や、職員が事務に従事する根拠や県への事務局設置について整理が必要と考えられる団体、必要な行政財産の目的外使用許可手続きがなされていない団体にあっては、県の服務関係規則や「職務専念義務免除指針」等について、団体としての必要な手続きを確認する必要がある。
- ・ 様々な事情により団体の事務局が2か所以上に分かれていたり、団体の会計事務を事務局以外の他の組織で行っている団体にあっては、円滑な意思疎通や情報共有、定期的な会計事務処理の確認が必要である。

(3) 会計事務処理における内部統制の状況

ア 会計事務の執行体制, 事務処理の誤り等

監 査 結 果	番 号 ¹⁾
(ア) 収入に関し, 受領証の未交付のもの 【 2 団体】	⑥, ⑫
(イ) 総会前の予算執行規定がなく執行しているもの 【 5 団体】	①, ②, ⑧, ⑪, ⑫
(ウ) 助成金の必要書類に領収書の写しがないもの 【 1 団体】	⑩
(エ) 決裁区分の誤りがあったもの 【 1 団体】	④
(オ) 契約書に印紙が未貼付のもの 【 3 団体】	①, ⑤, ⑫
(カ) 予定価格, 見積比較価格の誤りがあったもの 【 2 団体】	⑤, ⑥
(キ) 業者選定のための見積書がなかったもの 【 2 団体】	⑪, ⑮
(ク) 出納簿の作成がなかったもの 【 1 団体】	⑰
(ケ) 通帳・印鑑の管理が不適切なもの 【 1 団体】	⑧

- ・ 任意団体の会計事務については, 概ね適正な取扱いが行われていたが, 収入に関し, 受領証の未交付のものや, 助成金の必要書類に領収書の写しがないもの, 決裁区分の誤りがあったもの等, 事務処理の誤り等が一部の団体において見受けられた。
- ・ 支出に当たっては, 担当職員に任せきりではなく, 支払をした後, 通帳を複数人で相互確認するなど, 概ね適切に執行している状況であった。
- ・ 職員の立て替え払いの事例(会議会場で使うアルコール消毒液の購入, 高速道路利用料金, 出張地からの荷物送料等)を確認したところ, その後の精算の遅延等は見受けられなかった。

- ・ 任意団体の事務に係る県職員の旅費について、団体事務が職務専念義務免除となっている場合は、任意団体で支出されている。
一方、団体事務が職務命令となっている場合は、概ね公費での支出となっていた。
- ・ なお、任意団体の事務に係る県のコピー機や電話等の使用については、これらの機器の使用状況や県の業務との関連性によっては、受益者負担の観点から団体が応分の負担を行うべき場合もあると思われるが、ほとんどの任意団体においては、県で負担している状況であった。

イ 現金・預金通帳等の管理状況

- ・ 任意団体においては、概ね、通帳と印鑑は別々の職員が保管管理している状況であったが、施錠されていない机に保管する等、管理方法が不十分な団体も見受けられた。

ウ 収入・支出事務の状況等

- ・ 当該年度の予算は総会等で承認されることになるが、総会前の予算執行規定がなく執行されている例がみられた。
- ・ 契約書に印紙が未貼付となっているもの、収入の際交付する受領証の未交付のもの、業者選定のための見積書のないもの、予定価格や見積書比較価格が誤っているものが見受けられた。

【まとめ】

- ・ 総会前の予算執行規定がなく執行されている例もみられるため、総会等の開催が5月以降になされる場合など、年度当初の予算執行については、必要に応じて暫定的に支出する科目、金額等の執行範囲を定めておく必要がある。
- ・ 任意団体については、会計事務を限られた人員で対応していることから、複数人でのチェック体制の確立のほか、年1回の監事監査以外にも定期的に自己点検をする仕組みが必要である。

(4) 収支決算の状況等

ア 決算手続きの状況

監 査 結 果	番 号 ¹⁾
(ア) 収入年度を誤っていたもの 【 1 団体】	⑮
(イ) 決議や規定がなく予算を流用していたもの 【 3 団体】	⑦, ⑪, ⑫
(ウ) 会計年度を超えた支出を行っていたもの 【 3 団体】	②, ⑮, ⑰
(エ) 内部監査の規定がなかったもの 【 1 団体】	⑬
(オ) 年度末の適当な時期に会計報告を行っていないもの 【 1 団体】	③
(カ) 決済用預金が導入されていないもの 【 8 団体】	①, ④, ⑤, ⑥ ⑧, ⑨, ⑫, ⑮

- ・ 決算の承認はなされているものの、次会計年度に属する利子を前年度に計上していたものや、会計年度を超えて支出を行っているものが見受けられた。
- ・ 総会等の決議がない、または手続きが規定されずに決算時に予算流用がなされているものが見受けられた。
- ・ 繰越金については次年度の支出に備えるものとの認識があり、多額の繰越金がある場合、今後の事業実施に備えて計画的に積立金等としたり、負担金等収入金額の抑制を図るなどの対応を検討している団体が見受けられた。
- ・ なお、2005年のペイオフ解禁範囲拡大後は、預金保険法が定める「無利息・要求払い・決済サービスを提供できること」という3要件を満たす「決済用預金」のみが全額保護の対象となっている。
それ以外の預金は1金融機関1預金者当たり元本1,000万円までしか保護されないが、団体のうち決算額が1,000万円を超え、決済用預金を導入していない団体が見受けられた。

【まとめ】

- ・ 総会等の決議がない、または手続きが規定されずに決算時に予算流用がなされている団体にあつては、予備費の計上や科目間の流用等、予算の変更が可能な範囲及びその手続等をあらかじめ定める等、規程の見直しが必要である。
- ・ 会計年度を超えて収入の受入や支出を行っている団体にあつては、決算整理を行う際の必要性を検討の上、決算に係る出納閉鎖期間等を定めるなど、予め会計年度を超えた収入及び支出が可能となるよう、所要の見直しが必要である。
- ・ 決済用預金を導入していない団体にあつては、年度中の預金残高を確認の上、預金残高が1,000万円を超える場合にあっては、無利息ではあるものの全額保護の対象となっている「決済用預金」の活用を検討する必要がある。

(5) その他

監 査 結 果	番 号 ¹⁾
(ア) 当該団体から県への補助金申請に従事する者と、 県から当該団体への補助金交付業務に従事する者 が同じ 【10団体】	①, ③, ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑩, ⑬, ⑭, ⑰
(イ) 平成17年度に行政監査を実施して存続している 4団体で職務専念義務免除の決裁処理をはじめ、 会則の改正など適切な改善がなされていないもの	なし
(ウ) 他に類似する団体があり、複数の構成員が両方 に加入する等、団体のあり方を検討する予定のも の 【1団体】	⑩

- ・ 当該団体から県への補助金申請に従事するものと、県から当該団体への補助金交付業務に従事する者が同じである団体が見受けられた。
- ・ 団体のあり方について検討する予定のものが1団体あった。
- ・ 平成17年度に行政監査を実施して存続している4団体で職務専念義務免除の決裁処理をはじめ、会則の改正など適切な改善がなされていないものは見られなかった。

【まとめ】

- ・ 当該団体から県への補助金申請に従事する者と、県から当該団体への補助金交付業務に従事する者が同じである団体にあつては、任意団体の会計事務は公金に準じた適正な管理や処分が求められることから、不適切な会計処理が行われないよう、任意団体事務局内での相互チェック体制が重要である。

第5 監査意見

県職員が事務局職員として関与する任意団体については、団体の目的や意義が県の行政事務と密接に関連していることや、他の場所に事務局を設置するより効率的に事務を実施できることなどから、県の庁舎内に事務局が置かれ、県職員が役員や事務局職員を兼ねている。

一方、各任意団体においては、兼務を含め、限られた人員で事務処理をする必要がある中、県職員が役員や事務局職員として従事していることから、県と同様、事務処理の透明性の確保や説明責任が求められるところである。

このような状況を踏まえ、今回の行政監査においては、不正発生の未然防止を図る観点からの会計事務処理や内部統制の状況について確認するとともに、団体に対する県の関わり方についても監査を実施した。

監査を実施した任意団体は、知事部局にある任意団体のうち一部に限られたが、これらの監査結果を踏まえ、今後の事務の改善に資するよう次のとおり総括して意見を述べる。

なお、今回、監査対象とならなかった他の任意団体を所管している課等においても、団体に対する県の関与や会計事務処理について点検、見直し及び改善を行い、任意団体の運営や事業執行が適正かつ効率的に行われるよう要望する。

1 諸規程の整備について

- ・ 各種規程を整備し、適切に運用している団体がある一方、事務処理や会計処理を行う根拠となる個別の規程がないまま、事務処理や会計処理を行っている団体や、定められた規程どおりに運用されていない事例も見受けられた。
- ・ 任意団体においては、事務処理の透明性を確保するため、事務局職員や職務、決裁区分や代決、文書、公印の取扱い等を定めた「事務処理規程」や、予算の編成や執行、会計責任者や会計帳簿、流用や現金の出納管理等を定めた「会計処理規程」の整備が必要である。これらの規程が未整備の団体にあつては、規程を整備する必要がある。
- ・ 事業内容や予算の執行などに変更が生じ、その対応に緊急を要する場合や、役員、会員の招集が困難な場合を想定し、必要に応じて予算の流用や専決、書面決議等に関する規程を整備しておく必要がある。
- ・ すでに制定している会則、規約及びその他の規程についても、任意団体の運営実態や今後運営上想定される事態を踏まえた内容となっているか確認や見直しを行うとともに、規程に沿った運営に努める必要がある。

2 団体事務に対する県職員の関与について

- ・ 県職員が任意団体の事務に従事する場合、「職務命令」又は「職務専念義務免除」のいずれかによることとなるが、「職務命令」は任意団体の事務が県の本来業務に合致するか、「職務専念義務免除」は「県職務専念義務免除指針」に基づき、県の職務と密接な関連を有し、それに従事することが県政の推進上有益と認められる事務に該当するかを基に判断されることとなる。
- ・ 任意団体の所管課等にあつては、団体事務が県の関与すべき事務であるかを精査するとともに、「職務命令」又は「職務専念義務免除」に該当するかを関係課へ確認・協議を行うなど、適切な手続きを行う必要がある。
なお、協議が行われていない場合は早急に関係課へ確認し、協議を行う必要がある。
また、いずれにも整理しがたい場合などにおいては、県への事務局設置や県の関与のあり方を含めて、検討する必要がある。
- ・ 任意団体で専任の職員を配置している場合や、団体専用の物品などが執務室にあるなど、庁舎内の一定の面積を占有する場合は、県公有財産管理規則第28条第1項の規定に基づき、行政財産の使用許可申請の手続きを行い、許可を受ける必要がある。

3 会計事務の定期的な確認等について

- ・ 任意団体における会計事務は、限られた人材で担われるため、詳細な規程を定めても、規程に沿った事務処理がなされない事例や、年に1回の監事監査以外に確認が行われていない事例も見受けられた。
- ・ 任意団体においては、不適切な会計処理が行われないように事務局内部での相互チェック体制を充実させるとともに、団体の会計書類や、通帳、出納の管理状況等を定期的に確認する必要がある。
- ・ 県の財務事務については、令和2年度から内部統制制度が導入され、リスクの選定や自己点検・評価がなされているところである。各団体の所管課等においては県の事務と同様、団体において内部統制機能が発揮されるよう指導に努める必要がある。

〈資料〉 職員監査を実施した任意団体の概要

番号	所管課	任意団体名	設立年月日	設立からの 経過年数 (R2.10.1 現在)	構成員数 (団体数) (R2.10.1 現在)	団体役員 (R2.10.1現在)	
						全役員数 (人)	うち県職 員数(人)
1	世界文化遺産課 〔文化振興課〕 世界文化遺産室	「明治日本の産業革命遺産」世界 遺産協議会	H20.10.29	11	19	2	1
2	くらし共生協働課 消費者行政推進室	鹿児島県金融広報委員会	S29.4.1	66	76	41	6
3	企画課 (総合政策課計画管理室)	鹿児島県開発促進協議会	S36.12.15	59	43	4	0
4	交通政策課	鹿児島空港国際化促進協議会	H18.5.15	14	54	5	1
5	かごしまPR課	鹿児島の夕べ実行委員会	H2.6.12	30	15	2	1
6	医師・看護人材課	鹿児島県初期臨床研修連絡協議会	H21.5.28	11	17	4	0
7	水産振興課	鹿児島県水産多面的機能推進協議会	H25.5.22	7	23	5	1
8	水産振興課	鹿児島県ウナギ資源増殖対策協議会	H24.10.11	8	26	5	0
9	漁港漁場課	鹿児島県漁港漁場協会	S23.5.10	72	87	21	1
10	農政課かごしまの食 輸出戦略室	鹿児島県輸出食品振興連絡協議会	S62.6.15	33	17	6	0
11	経営技術課	鹿児島県農業環境協会	H15.8.4	17	189	11	2
12	農産園芸課	鹿児島県米・麦等対策協議会	H28.5.20	4	21	5	1
13	農産園芸課	鹿児島県さつまいも・でん粉対策 協議会	S40.7.2	55	9	3	1
14	畜産課	肉用牛振興対策推進全国協議会	S49.11.28	45	17	5	1
15	農地整備課	鹿児島県農村振興技術連盟	S47.4.1	48	1,024	28	9
16	港湾空港課	鹿児島県港湾協会	S57.6.1	38	36	12	0
17	消防保安課	鹿児島県消防・防災ヘリコプター 運航連絡協議会	H9.12.25	22	65	33	2
合計			—	—	1,738	192	27

事務局職員 (R2.10.1現在)			規約等の整備状況	令和元年度収支状況			
県職員数 (人)	専任・その他職員 数(人)	計		収 入 (千円)	県支出金		支 出 (千円)
					科 目	金額(千円)	
8	0	8	規約, 事務局規程, 財務規程	84,488	負担金	3,366	47,232
6	2	8	会則, 事務マニュアル	7,317	負担金	214	6,897
9	0	9	会則, 事務局規程 (会計事務処理規程 含む)	2,651	負担金	1,526	1,307
8	0	8	規約, 事務局規程	110,414	負担金	89,165	71,306
7	0	7	会則, 事務局規程 (会計事務処理規程 含む)	17,013	負担金	11,908	16,429
6	0	6	会則, 会計規程	12,903	負担金	6,000	7,813
7	5	12	規約, 事務処理規程, 会計処理規程	100,241	負担金	13,469	98,562
4	0	4	規約	11,488	—	—	8,748
6	1	7	会則, 事務処理要領	12,531	—	—	11,059
5	0	5	規約	2,724	負担金	598	1,179
6	2	8	規約, 運営要領, 会費規程	76,502	—	—	72,131
10	0	10	会則, 部会組織運営要領, 会計規程	13,683	委託料 負担金	1,865 792	11,564
4	0	4	会則, 事務規程 (会計事務処理規程含 む)	439	負担金	70	361
4	0	4	規約	2,995	負担金	30	606
2	3	5	規約	10,267	—	—	6,367
3	0	3	会則	2,529	—	—	1,409
6	0	6	会則	60,276	負担金	8,500	46,829
101	13	114		528,461	—	137,503	409,799

